

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援！

ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進事業

18次公募要領 概要版

※本資料はものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業・公募要領の概要版です。応募にあたっては、必ず正式な公募要領をご覧ください。

お問い合わせ先

- 応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター kakunin@monohojo.info

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝日を除く)：050-3821-7013

- 上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口

houkoku-mh@mail.chuokai.or.jp

電話受付時間 10:00～12:00／13:00～17:00(土日祝日を除く)：03-6262-7921

2024年2月6日
ものづくり補助金事務局

はじめに

- 本事業は国の財源（税金）を基に、国内の雇用の多くを占める中小企業・小規模事業者の生産性向上や持続的な賃上げに向けて、革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資・システム構築を支援する事業です。
- 申請にあたっては、必ず公募要領等を最後までよくお読みのうえ、補助対象者、申請要件、補助対象経費、その他留意点等を必ずご確認ください。
- また、本事業では、補助事業実施期間終了後、3～5年の事業計画に基づき事業を実施いただき、5年間、事業化状況等報告書（事業成果等）を提出・報告いただきます。基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

ものづくり補助金の活用にあたっての注意点

- ① ものづくり補助金は、国の財源（税金）を基に実施する事業です。
- ② 補助対象者となる中小企業・小規模事業者等の要件を満たしている必要があります。
- ③ 申請に際して3～5年の事業計画を作成・提出いただきます。また、交付決定後は、事業計画に沿って事業を実施いただく必要があります。
- ④ 国（独立行政法人等を含む）が実施する他の補助金等との重複がある事業の申請は認められません。
- ⑤ 機械装置やシステム構築への投資を行うことが必須です。
- ⑥ 補助事業実施期間外に支出した経費については補助対象外です。
- ⑦ 補助事業終了後は、本事業の成果把握・検証のため、5年間の事業化状況等報告が義務となります。
- ⑧ 本事業の基本要件等が未達の場合や事業化状況等報告が提出されない場合は補助金を返還いただきます。
- ⑨ 高額な成果報酬等を請求する悪質な業者等にご注意ください。

ものづくり補助金とは

- 国内の雇用の多くを占める中小企業・小規模事業者が生産性向上や持続的な賃上げに向けて取り組む、

革新的な製品・サービスの開発

または

生産プロセス等の省力化

のための設備投資・システム構築

を支援する補助金です。

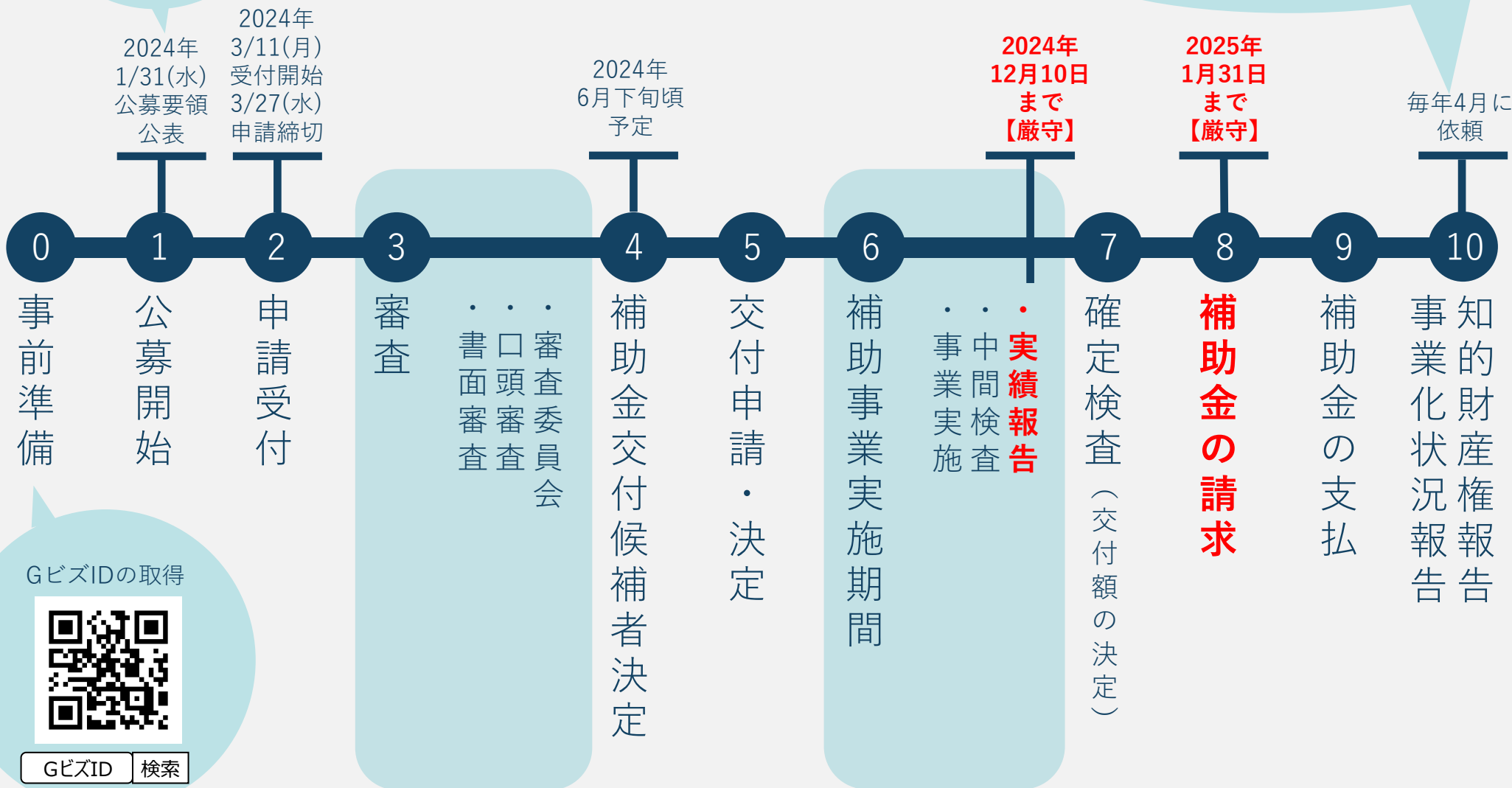
スケジュール

公募要領で
詳細を確認



ものづくり補助金
総合サイト 検索

3~5年の事業計画期間
&
5年間のフォローアップ



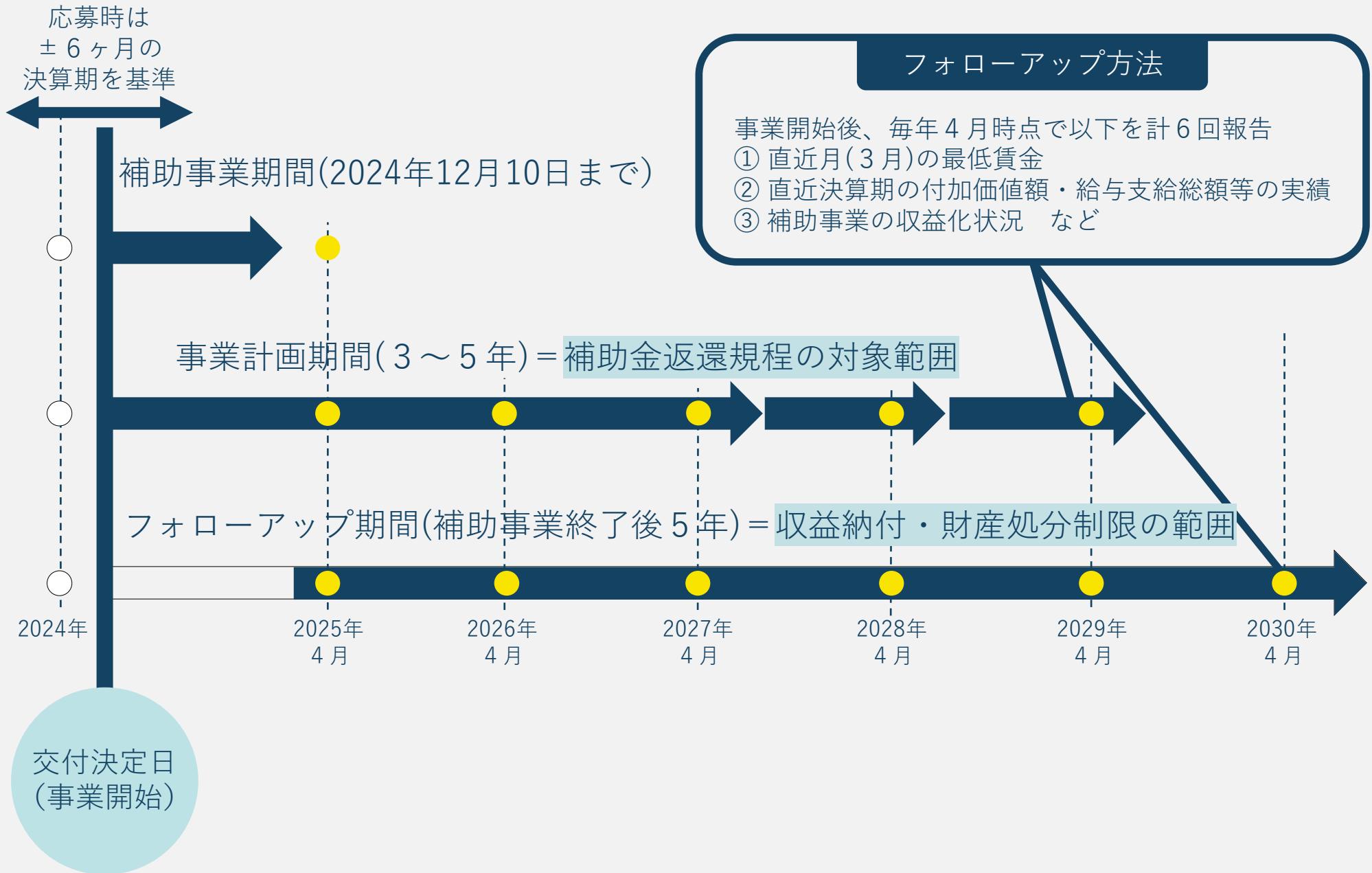
GビズIDの取得



GビズID 検索

※上記全ての手続きは100%電子化

<参考> 補助事業実施後の フォローアップスケジュール



申請手続き

● 公募申請受付期間

公募開始 : 2024年1月31日 (水) 17:00～

電子申請受付 : 2024年3月11日 (月) 17:00～

申請締切 : 2024年3月27日 (水) 17:00まで【厳守】

● 申請方法

- 申請は電子申請システムのみで受け付けます。
- 必ず公募要領等を最後までよくお読みのうえ、補助対象者、申請要件、補助対象経費、その他留意点等を必ずご確認ください。
- 本事業の申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

<参考> 口頭審査について

- 口頭審査は、補助申請額が一定規模以上の申請を行う事業者を対象にオンラインにて実施いたします。
- 口頭審査では、本事業に申請された事業計画の適格性、革新性、優位性、実現可能性等を審査いたします。
- 審査期間は以下のとおりです。下記期間のうち、事務局が指定のうえ申請者にご連絡をいたします。日時の変更やご希望は承りかねますのでご了承ください。
2024年4月24日（水）～2024年5月15日（水）※4月30日～5月2日を除く
- 審査は申請事業者自身（法人代表者等）1名が対応してください。事業計画書作成支援者、経営コンサルタント、社外顧問等の申請事業者以外の方の対応や同席は一切認めません。
- その他、事前にご準備いただくもの（顔写真付きの身分証明書、安定したインターネットに接続されたPC等）がございますので、公募要領をご覧ください。

申請に必要な書類は？

01

事業計画書

(具体的取組内容、将来の展望、数値目標等について、様式自由・A4で10ページ程度で提出)

02

補助経費に関する誓約書

(専ら補助事業計画書に記載の事業のために使用する旨の誓約書を提出)

03

賃金引上げ計画の誓約書

(直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、それを引き上げる旨の誓約書を提出)

04

決算書等

(直近2年間の貸借対照表・損益計算書等)

05

従業員数の確認資料

(法人の場合：法人事業概況説明書の写し、個人事業主の場合：所得税青色申告書の写し)

06

労働者名簿

(従業員数が応募申請時に21名以上で、従業員数の確認資料が20名以下の場合のみ)

07

「再生事業者」であることを証明する書類

(再生事業者のみ)

08

大幅な賃上げ計画書

(大幅な賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を申請する事業者のみ)

09

金融機関による確認書

(金融機関より資金調達を行う事業者のみ)

10

海外事業の準備状況を示す書類

- ① 海外子会社等の事業概要等
- ② 海外市場調査報告書
- ③ インバウンド市場調査報告書
- ④ 共同研究契約書又は業務提携契約書

11

最低賃金要件に関する確認書

(新型コロナウイルス加速化特例に申請する事業者のみ)

12

その他加点に必要な資料(任意)

(成長性加点、政策加点、災害等加点、賃上げ加点等を受ける場合であって、添付資料が必要な場合のみ)

※  は提出必須、 は該当する場合のみ提出 (システムに直接入力の場合もあり)

※ 別途、基本的な企業情報等は、電子申請システムに直接入力

申請枠・類型

枠・類型	概要	補助上限額	補助率
省力化（オーダーメイド）枠	人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	750万円～8,000万円	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加価値化枠			
通常類型	革新的な製品・サービス開発の取組みに必要な設備・システム投資等を支援	750万円～1,250万円	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
成長分野進出類型	今後成長が見込まれる分野（DX・GX）に資する革新的な製品・サービス開発の取組みに必要な設備・システム投資等を支援	1,000万円～2,500万円	2/3
グローバル枠	海外事業を実施し、国内の生産性を高める取組みに必要な設備・システム投資等を支援	3,000万円	中小企業 1/2 小規模 2/3



大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額を年平均成長率（CAGR）6%以上増加等）に対して、補助上限額を100～2,000万円上乘せ

基本要件

基本要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定していること。

01

事業者全体の付加価値額※1
を年平均成長率（CAGR）※2
3%以上増加

02

給与支給総額※3
を年平均成長率（CAGR）
1.5%以上増加

03

事業場内最低賃金
（事業場内で最も低い賃金）
を地域別最低賃金+30円以上
の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。

※2 年平均成長率（CAGR）は複利計算をもとに算出してください。以下、同じです。

※3 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）。

申請要件が未達の場合の返還規程

申請時点で、賃上げ計画を策定
していないことが発覚した場合
は全額返還※1

事業計画終了時点において、給
与支給総額要件が未達の場合、
「残存簿価等×補助金額／実際
の購入金額」を返還※2、3

事業計画期間中の毎年3月末時
点において、事業場内最低賃金
要件が未達の場合、「補助金額
／計画年数」を返還※4

※1 再生事業者である場合には、各目標が達成できていない場合でも返還免除。

※2 付加価値額が目標通りに伸びなかった場合、「給与支給総額増加率 > 付加価値増加率/2」であれば免除。天災など事業者の責めに負わない理由がある場合も免除。

※3 給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることも可能。

※4 付加価値増加率 < 1.5%の場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は免除。

省力化（オーダーメイド）枠の概要

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円（1,000万円）	1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3
6～20人	1,500万円（2,000万円）	
21～50人	3,000万円（4,000万円）	
51～99人	5,000万円（6,500万円）	
100人以上	8,000万円（1億円）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

※デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sler）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。デジタル技術等を活用せず、単に機械装置等を導入する事業については、本事業の対象とはなりません。

活用イメージ

例）熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレータ（Sler）と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間操業を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

省力化（オーダーメイド）枠の申請要件

基本要件に加え、以下の要件を全て満たすこと

01

3～5年の事業計画期間内に
補助事業において
設備投資前と比較して
労働生産性※1が2倍以上となる
事業計画を策定すること

02

3～5年の事業計画期間内に
投資回収可能※2な事業計画
を策定すること。

03

外部Slerを活用する場合、
3～5年の事業計画期間内
における保守・メンテナンス
契約を中小企業等とSler間で
締結し、Slerは必要な体制を
整備すること

※1 労働生産性は「付加価値額（付加価値額の算出が困難な場合は生産量）/（労働人数×労働時間）」とする。完全自動化の場合は「（労働人数×労働時間）」を便宜的に0.1とする。

※2 投資回収年数は「投資額/（削減工数×人件費単価）」とする。

留意事項

- 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は事業所の所在地にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。
- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した設備を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合50%以上）に加入することを強く推奨します。

省力化（オーダーメイド）枠の活用イメージ

製造業 × 多関節ロボット

× 人手不足・組み立て動作ロスの解消

- 従来、海外の生産拠点で職人が手作業で行っていた組立工程を国内に集約するにあたり、AIや3Dカメラ、センサー等を用いた多関節ロボットを導入。
- 組立に必要な全ての部品を供給するシステムを構築したことで、切替ロス無しで、流れてきた部品に依った、製品の1個流し生産を実現することが可能になった。

サービス業（小売・卸売）

× 多関節ロボット × 人手不足

- 飲料陳列や在庫品出し作業において、AIシステム化された陳列棚の在庫管理システムと、連動して動く自動搬送ロボットを導入。
- 3Dカメラ技術を使用してAIが自動で商品棚の在庫量を可視化することで、従業員は遠隔で不足している商品の種類と数を把握し、従業員からの指示に従って、ロボットが売り場に自動で商品を搬送し、商品棚に陳列を行う。

食品製造業 × 多関節ロボット

× 人手不足・手作業の負担軽減

- ハンドラベラーを使い、手作業で冷凍商品のラベル貼付作業を行っていたが、納品時間の関係で深夜に渡り作業が発生したり、多人数での分散作業であることから、商品の管理ミスや不良品がでることが課題となっていた。
- ロボット導入により箱単位でのラベルの自動貼付や箱の供給・排出が全自動で行えるようになり、作業工数の削減と作業のライン化を実現。

物流サービス業 × 自動荷役・積替ロボット

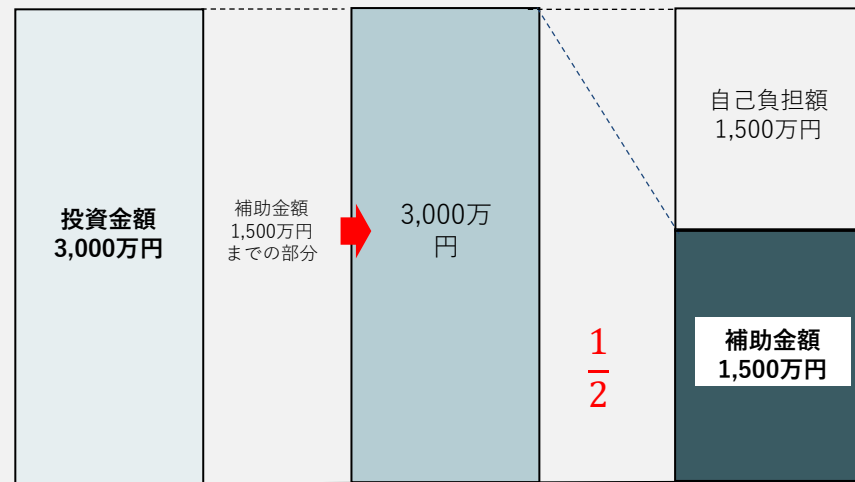
× 高齢化・人手不足対応

- 取扱商品が多種多様で在庫や入出荷タイミングが不規則な物流の集荷業務において、商品の保管規模に応じ、弾力的に荷役作業をロボット化できる単機能小型ロボットユニットを導入。
- 当日の出荷指示データを基に決められた全カート積載パターンに沿って、AGVがパレット/カートを運搬、ロボットが商品をつかみ、トラックバースへ運搬するまでを全自動化した。

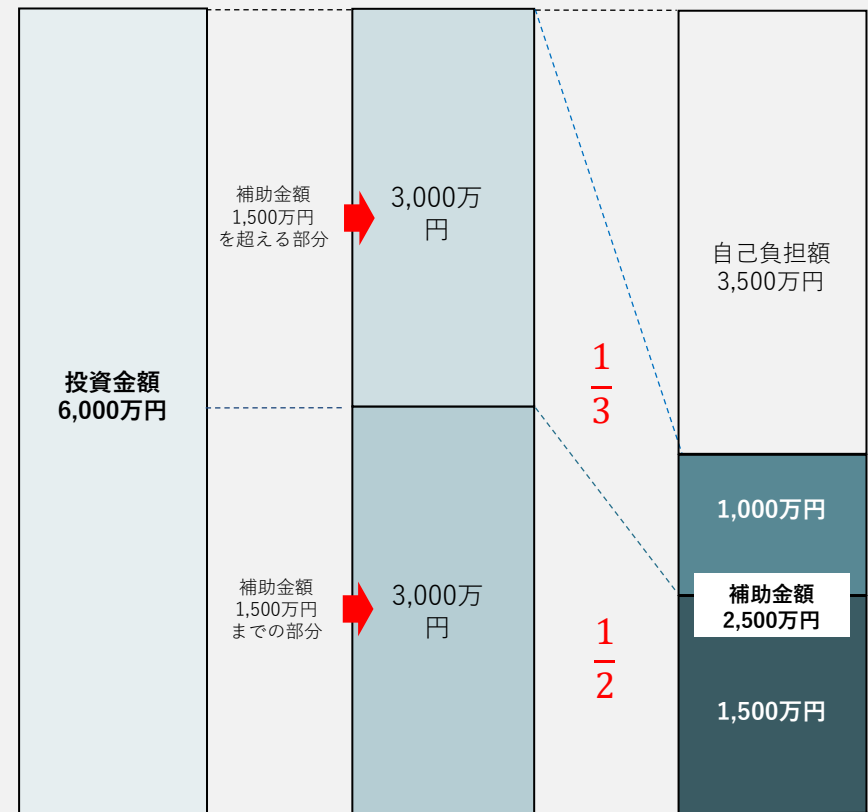
<参考>省力化（オーダーメイド）枠の補助率の考え方

- 補助率は、原則、中小企業 1/2、小規模・再生 2/3。
- ただし、補助金額が1,500万円までのものは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3を適用。

<中小企業（21人以上）3,000万円規模投資の場合>



<中小企業（21人以上）6,000万円規模投資の場合>



製品・サービス高付加価値化枠（通常類型）の概要

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円 (850万円)	1/2
6~20人	1,000万円 (1,250万円)	小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
21人以上	1,250万円 (2,250万円)	

※ () 内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

革新的な製品・サービス開発の取組みに必要な設備・システム投資等を支援

※ 革新的な製品・サービス開発とは、顧客に新たな価値を提供することを目的に、導入した設備・システムを用いて、自社の技術力等を活かして製品・サービスを開発することをいいます。単に設備・システムを導入するにとどまり、製品・サービスの開発を伴わないものは該当しません。また、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している製品・サービスの開発は該当しません。

製品・サービス高付加価値化枠（通常類型）の申請要件

基本要件に加え、以下の要件を満たすこと

3～5年の事業計画期間内に、新製品・サービスの売上高の合計額が、企業全体の売上高の10%以上となる事業計画を策定すること

新型コロナウイルス回復加速化特例の要件

01

常時使用する従業員がいること

02

2022年10月から2023年8月までの間で、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

03

補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額が1.5%以上増加目標を達成していること

04

補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での事業場内最低賃金が地域別最低賃金+50円以上の水準を達成していること

※1 3及び4が未達の場合については、補助率引き上げ分について返還を求めます。

※2 本特例を受ける場合は、大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例の対象とはなりません。

留意事項

- 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は事業所の所在地にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。
- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した設備を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合50%以上）に加入することを強く推奨します。

製品・サービス高付加価値化枠（成長分野進出類型）の概要

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円（1,100万円）	1/2
6～20人	1,500万円（1,750万円）	小規模・再生 2/3
21人以上	2,500万円（3,500万円）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

今後成長が見込まれる分野（DX・GX）に資する革新的な製品・サービス開発※の取組みに必要な設備・システム投資等を支援します。

※ 革新的な製品・サービス開発とは、顧客に新たな価値を提供することを目的に、導入した設備・システムを用いて、自社の技術力等を活かして製品・サービスを開発することをいいます。単に設備・システムを導入するにとどまり、製品・サービスの開発を伴わないものは該当しません。また、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している製品・サービスの開発は該当しません。

製品・サービス高付加価値化枠（成長分野進出類型） の申請要件

基本要件に加え、以下の要件を満たすこと

01

3～5年の事業計画期間内に、新製品・サービスの売上高の合計額が、企業全体の売上高の10%以上となる事業計画を策定すること

及び

02

【DX】
DXに資する革新的な製品・サービスの開発※1
であること

もしくは

02

【GX】
グリーン成長戦略「実行計画」14分野※2に掲げられた課題の解決に資する革新的な製品・サービスの開発
であること

※1 DXに資する革新的な製品・サービスの開発とは、例えば、AI、IoT、センサー、デジタル技術等を活用した遠隔操作や自動制御、プロセスの可視化等の機能を有する製品・サービスの開発（部品、ソフトウェア開発を含む）等をいう。

※2 グリーン成長戦略「実行計画」14分野とは、令和3年6月18日付で策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、「実行計画」が策定されている14分野をいいます。分野毎に「現状と課題」として記載のある「課題」の解決に資する取組であることが必要となります。14分野のうちどの分野のどの課題の解決に資する取組であるかあらかじめご確認ください。

留意事項

- 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は事業所の所在地にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。
- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した設備を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合50%以上）に加入することを強く推奨します。

グローバル枠の概要

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	3,000万円 (3,100万円)	1/2 小規模 2/3
6~20人	3,000万円 (3,250万円)	
21人以上	3,000万円 (4,000万円)	

※ () 内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

以下のいずれかの海外事業を実施し、国内の生産性を高める取組みに必要な設備・システム投資等を支援します。

①

海外への直接投資に関する事業※

②

海外市場開拓（輸出）に関する事業

③

インバウンド対応に関する事業

④

海外企業との共同で行う事業

※ ①海外への直接投資に関する事業を行う場合であって、海外子会社又は海外支店が主たる補助事業実施主体となる場合は、日本国内の本社に対して補助対象事業の申請要件が適用されます。

※ グローバル枠は、新商品・サービスの開発改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組みを目的とする事業であり、事前にマーケティング調査（実現可能性調査）を実施し、その結果に基づく開発改良、ブランディング等を行うことが基本要件となります。

グローバル枠における共通要件

1. 海外事業に関する実現可能性調査※を実施していること
- ※ 実現性調査とは、市場調査や現地規制調査、取引先の信用調査等、海外事業の実現可能性を判断するための調査をいう。
2. 社内に海外事業の専門人材を有すること又は海外事業に関する外部専門家と連携すること

グローバル枠の申請要件

基本要件に加え、選択する事業における以下の要件を満たすこと

①海外への直接投資に関する事業

1. 国内に所在する本社を補助事業者とし、補助対象経費の2分の1以上が海外支店の補助対象経費となること、又は海外子会社（発行済株式の総数の半数以上又は出資価格の総額の2分の1以上を補助事業者が所有している、国外に所在する会社）の事業活動に対する外注費（本補助金の補助対象経費の範囲に限る。一般管理費は含まない。事業実施に不可欠な開発・試作にかかる業務等を想定。）若しくは貸与する機械装置・システム構築費（本補助金の補助対象経費の範囲に限る。）に充てられること。
2. 国内事業所においても、海外事業と一体的な機械装置等(単価50万円（税抜き）以上)を取得（設備投資）すること。
3. 応募申請時に、海外子会社等の事業概要・財務諸表・株主構成が分かる資料を提出すること。
4. 実績報告時に、海外子会社等との委託（貸与）契約書とその事業完了報告書を追加提出すること。

②海外市場開拓（輸出）に関する事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、製品等の最終販売先の2分の1以上が海外顧客となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること。
2. 応募申請時に、事前のマーケティング調査に基づく、想定顧客が具体的に分かる海外市場調査報告書を提出すること。
3. 実績報告時に、想定顧客による試作品等の性能評価報告書を提出すること。

グローバル枠の申請要件

基本要件に加え、選択する事業の以下の要件を満たすこと

③インバウンド対応に関する事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、製品・サービス等の販売先の2分の1以上が訪日外国人となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること。
 2. 応募申請時に、想定顧客が具体的に分かるインバウンド市場調査報告書を提出すること。
 3. 実績報告時に、プロトタイプの仮説検証※の報告書を提出すること。
- ※開発に立てた機械装置・システムについて、計画の初期段階で立てた計画通りの機能や操作性が実現できたか、想定していた効果が得られたかを評価いただきます。

④海外企業との共同で行う事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、外国法人と行う共同研究・共同事業開発に伴う設備投資等があり、その成果物の権利の全部又は一部が補助事業者に帰属すること（外国法人の経費は、補助対象外）
2. 応募申請時に、共同研究契約書又は業務提携契約書（検討中の案を含む）を提出すること。
3. 実績報告時に、当該契約の進捗が分かる実績成果報告書を提出すること。

大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

基本要件に加え、以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること※1

01 給与支給総額

給与支給総額※2を
年平均成長率（CAGR）
1.5%以上増加に加え、
更に年平均成長率4.5%以上
（合計で年平均成長率6%）増加

02 事業場内最低賃金

事業場内最低賃金を
地域別最低賃金+50円以上の
水準とすることを満たし、
さらに毎年、事業場内最低賃金
を年額+50円以上増額

03 計画の提出

応募時に左記01、02の達成
に向けた具体的かつ詳細な
事業計画の提出

※1 追加要件のすべてを満たす計画であっても、審査の結果他の応募事業者様との比較により、特例の適用とならない場合があります。

※2 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）。

追加要件が未達の場合の返還規程

補助金交付金額から、各申請枠の従業員規模ごとの補助上限額との差額分について、補助金の返還

特例が活用不可となる事業者

各申請枠の補助金額の上限額に達していない場合、再生事業者、従業員がいない場合










大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

補助上限額の引上げ額

従業員規模	省力化（オーダーメイド）枠	補助率
5人以下	250万円	1/2 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3
6～20人	500万円	
21～50人	1,000万円	
51～99人	1,500万円	
100人以上	2,000万円	

従業員規模	製品・サービス高付加価値化枠 グローバル枠	補助率
5人以下	各申請枠・類型の上限から 最大100万円	各申請枠の 補助率による
6～20人	各申請枠・類型の上限から 最大250万円	
21人以上	各申請枠・類型の上限から 最大1,000万円	

補助対象経費

<p>機械装置・システム構築費</p> 	<p>①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費</p> <p>※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。</p>	<p>専門家経費 ◎</p>	<p>本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p>
<p>運搬費</p>	<p>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p> 	<p>クラウドサービス利用費</p>	<p>クラウドサービスの利用に関する経費</p> 
<p>技術導入費 ▲</p>	<p>知的財産権等の導入に要する経費</p> 	<p>原材料費</p>	<p>試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</p> 
<p>知的財産権等 関連経費 ▲</p>	<p>特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等</p> 	<p>海外旅費 ■※</p>	<p>海外渡航及び宿泊等に要する経費</p> 
<p>外注費 ◎</p>	<p>新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費</p> 	<p>通訳・翻訳費 ■※</p>	<p>通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費</p> 
		<p>広告宣伝・販売促進費 ◎※</p>	<p>海外展開に必要な広告(パンフレット、動画、写真等)の作成及び媒体掲載、展示会出展等、ブランディング・プロモーションに係る経費</p>

★：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額あり

◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1

▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1

■：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の5分の1

※：グローバル枠②海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ対象

どういう観点で審査される？

審査項目

技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力
- ⑤ 開発内容の妥当性
- ⑥ 労働生産性の向上

事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュールの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 事業連係性
- ④ イノベーション性
- ⑤ 事業環境の変化に対応する投資内容

大幅貸上げ

(大幅貸上げ特例申請事業者のみ)

- ① 貸上げ計画の内容及びその根拠
- ② 継続性、企業の成長の見込み

加点項目

①成長性 加点

- 有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者

②政策 加点

- 創業・第二創業後間もない事業者
- パートナースhip構築宣言を行っている事業者 など計9項目

③災害等 加点

- 有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者

④貸上げ 加点等

- 給与支給総額の増加、事業場内最低賃金の水準
- 被用者保険の適用拡大の対象

よくあるご質問・FAQ

Q1

この補助金の事業背景は？ 各締切毎の採択数は？

A. 本事業は、経済産業省中小企業庁が進める「生産性革命推進事業」の一環として措置されている補助金制度です。これまでの各締切毎の採択数は、ものづくり補助金総合サイトをご覧ください。

Q2

採択倍率は？ 締切毎に有利・不利はある？

A. 採択倍率は申請の状況によって変化しますが、これまでに実施した同補助金では、2～3倍で推移してきました。各締切分で倍率が変動することはありえますが、仮に不採択であっても、次の締切に再度ご申請いただくことは可能です。

Q3

審査項目の配点は？

A. 詳細な配点は非公開とさせていただきますが、審査員が、事業計画を技術面及び事業化面を中心に評価し、採択案件を決定します。

Q4

人件費や土地・建屋の 費用は対象？

A. 本補助金の対象経費に、人件費や土地・建屋の費用は含まれません。事業実施場所を予め確保いただき、その場で実施する事業のための設備投資等が補助対象となります。

関連サイト・お問い合わせ先

関連サイト

ものづくり補助金HP



<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

生産性革命推進事業HP



<https://seisansei.smrj.go.jp>

中小企業対策関連予算



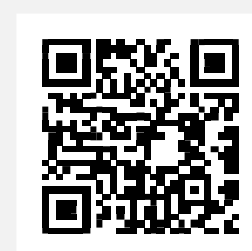
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

JGrants



<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

gBizID



<https://gbiz-id.go.jp/top/>